平成２３年（フ）第２８５号
徳島県鳴門市大麻町大谷字山田11番地３、旧住所徳島市上吉野町１丁目８番地の２
債務者　六車　謙治
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
徳島市不動東町２丁目955番地の１市営住宅３棟７号室、旧住所徳島市一宮町西丁1010番地
債務者　髙木　保好
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１４号
徳島市川内町平石若宮163番地、旧住所徳島市川内町平石古田３番地の３
債務者　春藤　勝一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１５号
徳島市川内町平石若宮163番地、旧住所徳島市川内町平石古田３番地の３
債務者　春藤　和子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９３号
盛岡市流通センター北１丁目13番２号　雇用促進住宅１―506号
債務者　谷村　　宏
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３９８号
盛岡市西青山３丁目16番17号、旧住所盛岡市青山１丁目８番４号
債務者　南郷重子こと　柴田　重子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０１号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字細谷地97番地81コーポカワハラ101号
債務者　石藤　優子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５４１号
愛知県北名古屋市九之坪竹田181番地
債務者　小野美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５２号
愛知県知多郡武豊町字多賀４丁目19番地
債務者　土井　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４８号
名古屋市千種区神田町７―23　レオパレスグランドール107、住民票上の住所名古屋市千種区千種３丁目14番17号　松岡マンション501号
債務者　有馬みゆき
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９５号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目36番15号
債務者　近藤　晴輝
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９２号
兵庫県三田市大川瀬178番地、住民票上の住所大阪府吹田市津雲台６丁目16番Ｄ10―101号
債務者　丈田　哲平
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３０号
神戸市長田区御屋敷通２丁目２番11号　シャルマン御屋敷通101号、従前の住所神戸市長田区長田町１丁目２番21号プエンテ21　201号
債務者　村上　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３２号
神戸市長田区平和台町２丁目１―23、住民票上の住所京都府八幡市美濃山千原谷14番地の20
債務者　岩見　清美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０号
松江市山代町249番地33
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
松江市東津田町359番地１　サングロウＡ１・101号
債務者　竹田　隆典
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
青森市富田３丁目４番３―206号
債務者　安藤　一哉
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係